

## 愛媛県「核燃料税」の更新

平成25年10月18日に愛媛県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付で同意することとしましたのでお知らせいたします。

### 1. 愛媛県が核燃料税を更新しようとする理由

愛媛県においては、昭和54年1月から核燃料税を創設し、安全・防災対策をはじめ、生業安定対策や民生安定対策の諸施策の財政需要に対応してきたところである。

平成26年1月15日に現行の核燃料税の課税期間が終了するが、国の原子力災害対策指針が改訂されたことを受け、県の原子力防災計画を修正し、原子力防災対策地域を従来の原子力発電所から半径10kmから30kmまでに拡大したことなどから、現在のように原子炉が停止している状況にあっても安全対策等の財政需要は増嵩している。

そこで、核燃料税条例の適用期間を5年間延長し、税率を13%から17%相当に引き上げた上で、税収の安定的な確保を図るため、従来の発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税する方式（価額割：税率8.5%）に加えて、新たに発電用原子炉の熱出力に対して課税する方式（出力割：税率8.5%相当）を導入するものである。

### 2. 愛媛県「核燃料税」の概要

課税団体	愛媛県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：40,000円／千kW／課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）一百万円 （平年度）1,908百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	124千円
課税を行う期間	5年間（平成26年1月16日～平成31年1月15日）

担当：自治税務局企画課  
今道（23514） 高橋（23516）  
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659